

県営体育施設は、体育館3（福島市、郡山市、会津若松市）、野外活動センター、相撲場、スケート場、漕艇場、スキーセンター各1施設である。

各市町村は、地域スポーツの振興、発展のため、生活に密着した施設整備計画を立案し、その整備を推進する必要がある。

県及び市町村の野外活動施設等の建設については、自然環境保全の立場を基調とし、関係機関と緊密な連携のもとに計画し、整備を図る必要がある。

現在、県総合運動公園の建設を進めているが、その建設の促進を図る必要がある。

また、県長期総合計画とあいまって、県南、いわき、相双各地域の体育センター的役割をもつ県営体育館の建設を推進する必要がある。

## (2) 学校体育施設の開校

県内市町村立、公立学校体育施設の開校は、表4-4-13のとおり、県内90市町村中89市町村に及んでいる。開放のための条件整備状況をみると、条例、規則等の制定の有無については、法的措置を講じていない市町村が39.3%、規則のみを制定している市町村が31.5%、その他が10.1%である。次に、開放のための組織の有無については、組織未整備の市町村が82.0%、更に、開放のための予算措置の有無については、予算措置のない市町村が66.3%、人件費のみの市町村が19.1%と、開放のための諸条件を整備していない市町村が多い。

表4-4-13 市町村の学校体育施設開放状況

市町村立(公立) 学校体育施設		開放のための条例・規則等の有無																			
開 し て い る	開 し て い な い	つ あ り の 三			あ り		の 二 つ あ り		の 二 つ あ り		あ り だ け		あ り だ け		あ り だ け		そ の 他		な に も な い		
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
89	98.9	1	1.1	0	0.0	2	2.2	0	0.0	3	3.4	6	6.7	28	31.5	6	6.7	9	10.1	35	39.4
開放のための組織の有無				開放のための予算措置の有無																	
教 育 委 員 会 に あ る		開 放 校 に あ る		あ ら う な 開 放 校 に あ る		な に も な い		人 件 費 と 物 件 費 が あ る		あ ら う な 人 件 費 だ け		あ ら う な 物 件 費 だ け		な し の 予 算 措 置							
数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
7	7.9	3	3.4	6	6.7	73	82.0	6	6.7	17	19.1	7	7.9	59	66.3						

注：「保健体育課調査」(昭50)（文部省提出資料）による。

小・中・高等学校における学校体育施設の開放状況をみると、表4-4-14のとおり、屋外運動場及びプールについては、昼間に開放している学校が多く、体育館については、昼・夜間ともに開放している学校が多い。

開放形態については、プールを除き、利用者の要請に応じて不定期に開放する学校が多い。

開放対象については、自校の児童生徒に限らず、多くの学校がひろくクラブや団体をその対象としている。